

国民の保護に関する計画の策定状況

【国】

H17.3.25 閣議決定

国民の保護に関する基本指針(閣議決定・国会報告)

- ・国民保護措置の実施に関する基本的な方針 ・国民保護計画及び業務計画の作成の基準
- ・想定される武力攻撃事態の類型 (着上陸攻撃、ゲリラ攻撃、ミサイル攻撃、航空機攻撃)
- ・類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置

【指定行政機関(各省庁)】

国民保護計画

・内閣総理大臣に協議

全機関閣議了承済
(R5.4.18現在 34省庁)

【都道府県】

国民保護計画

・内閣総理大臣に協議

全都道府県閣議了承済
(R5.4.1現在 47都道府県)

【指定公共機関】

国民保護業務計画

・内閣総理大臣に報告

全機関で作成完了
(R5.4.1現在 167機関)

【市町村】

国民保護計画

・都道府県知事に協議

全市区町村で協議済
(R5.4.1現在 1,741市区町村)

【指定地方公共機関】

国民保護業務計画

・都道府県知事に報告

1,060機関で作成完了
(R5.4.1現在 1,067機関中)